

【生活再建部会報告】 多重債務者生活再生事業の実施状況について

資料4-1

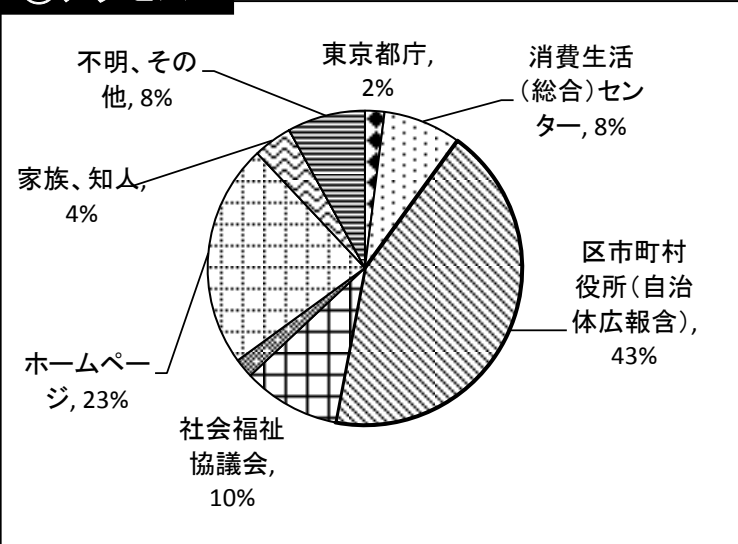
1 事業実績

※30年度実績は全て11月末時点のもの。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (前年同期比)	累計
新規相談件数	9	608	606	801	705	756	932	1,005	961	973	867	653 (113.6%)	8,876
貸付件数		6	15	19	22	34	61	43	15	14	8	9 (150.0%)	246
貸付金額(単位:千円)		6,590	16,350	30,200	32,070	61,400	125,370	83,520	33,620	24,400	15,830	12,810 (114.6%)	442,160

○30年度実績

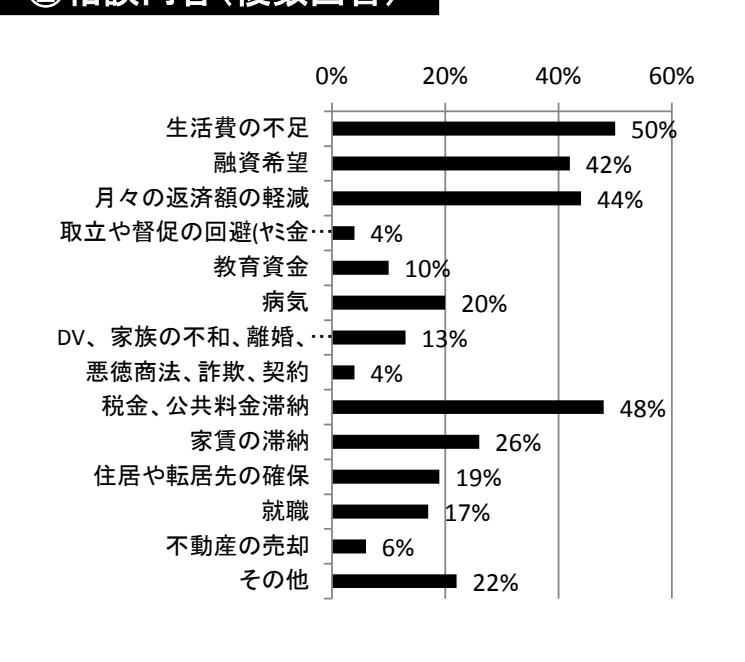
①アクセス



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
東京都庁	3%	3%	3%	2%	2%
消費生活(総合)センター	9%	9%	8%	7%	8%
区市町村	44%	44%	48%	49%	43%
社会福祉協議会	9%	7%	7%	7%	10%
法テラス、クレ・カウ協会	1%	1%	0%	1%	2%
ホームページ	23%	27%	25%	23%	23%
家族、知人	4%	3%	3%	4%	4%
ハローワーク	0%	0%	0%	1%	0%
不明、その他	7%	6%	5%	6%	8%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

最も多いのが「区市町村役所」(27年度～自立相談支援窓口からのアクセスも含む)で4割程度を占めており、次いでHPで検索し直接来所する方も2割程度いる。

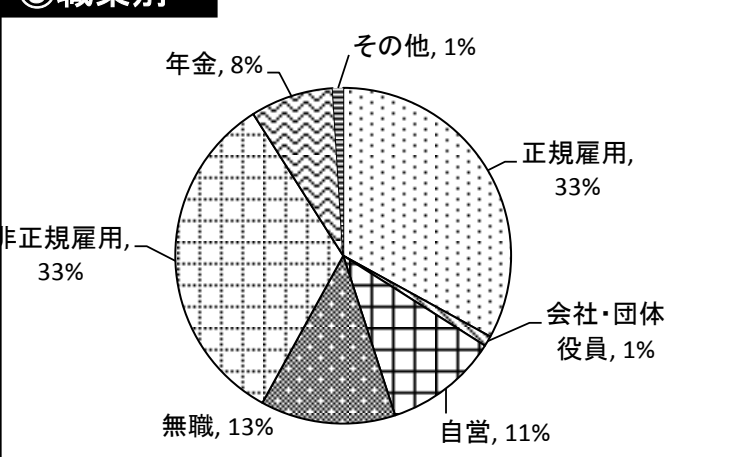
②相談内容(複数回答)



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
生活費の不足	44%	54%	53%	41%	50%
融資希望	48%	44%	41%	37%	42%
月々の返済額の軽減	45%	47%	50%	46%	44%
取立や督促の回避(ヤミ金融等)	3%	4%	6%	7%	4%
教育資金	7%	8%	8%	8%	10%
病気	11%	16%	18%	23%	20%
DV、家族の不和、離婚、養育費	8%	10%	11%	10%	13%
悪徳商法、詐欺、契約	3%	2%	3%	4%	4%
税金、公共料金滞納	57%	48%	49%	45%	48%
家賃の滞納	22%	24%	24%	23%	26%
住居や転居先の確保	7%	14%	16%	28%	19%
就職	7%	11%	13%	20%	17%
不動産の売却	3%	5%	6%	6%	6%
その他	24%	14%	14%	20%	22%

「生活費の不足」、「融資希望」、「税金、公共料金滞納」が29年度に減少したが、30年度は再度それぞれが増加に転じている。また、「月々の返済額の軽減」、「住居や転居先の確保」、「就職」など家計収支の改善に係る内容が29年度に比べ減少している一方で、「教育資金」、「DV、家族の不和、離婚、養育費」が微増傾向にある。

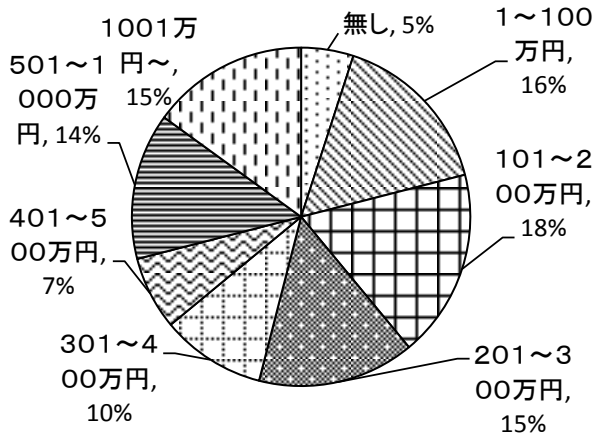
③職業別



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
正規雇用	41%	32%	32%	29%	33%
会社・団体役員	1%	2%	3%	4%	1%
自営	12%	11%	11%	10%	11%
無職	7%	15%	13%	14%	13%
非正規雇用	33%	33%	34%	36%	33%
年金	4%	7%	7%	7%	8%
その他	1%	0%	0%	0%	1%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

例年、「正規雇用」、「非正規雇用」が共に3割程度を占めている。

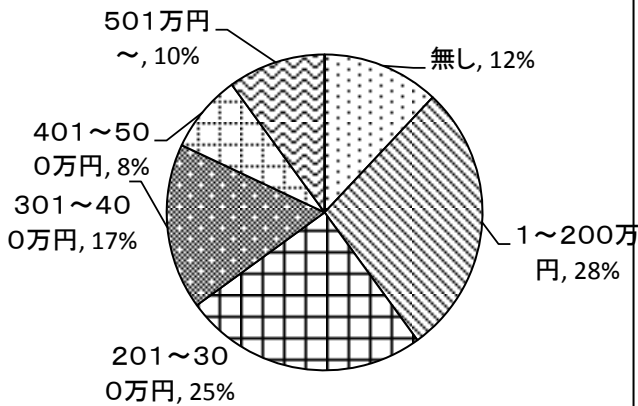
④債務残高



金額	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
無し	5%	5%	6%	7%	5%
1~100万円	15%	16%	15%	17%	16%
101~200万円	20%	18%	20%	18%	18%
201~300万円	13%	14%	12%	12%	15%
301~400万円	11%	9%	8%	9%	10%
401~500万円	6%	6%	7%	8%	7%
501~1000万円	10%	13%	13%	12%	14%
1001万円~	20%	19%	19%	17%	15%
合計	100%	100%	100%	100%	100%
相談者一人当たり平均(万円)	746	793	743	734	704

例年、債務残高200万円以下の方が約4割を占めている一方、減少傾向にあるが住宅ローンを抱えている等により、1,000万円以上の人も15%程度いる。

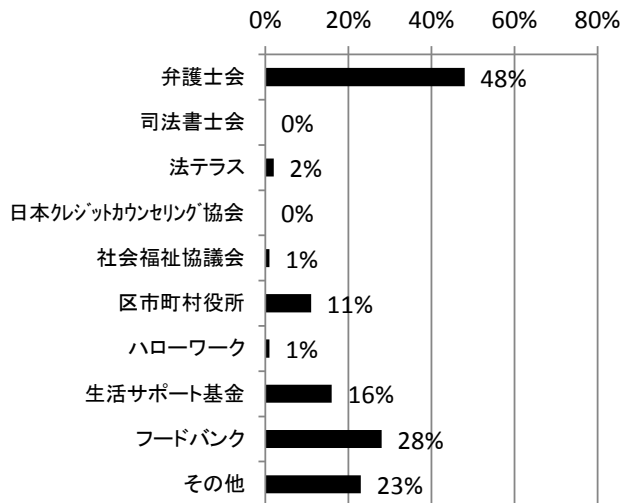
⑤年収



金額	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
無し	10%	18%	18%	16%	12%
1~200万円	24%	24%	26%	27%	28%
201~300万円	24%	22%	23%	25%	25%
301~400万円	18%	15%	17%	15%	17%
401~500万円	12%	12%	7%	8%	8%
501万円~	12%	9%	9%	9%	10%
不明	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

ここ数年、収入が無い人は12%と減少する一方、収入はあるが年収300万円以下の方が微増傾向となっている。

⑥他機関への紹介(複数回答)



	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
相談後に他機関を紹介した件数	310	331	249	507	333	
内訳	弁護士会	65%	61%	61%	47%	48%
	司法書士会	1%	0%	0%	0%	0%
	法テラス	0%	1%	1%	1%	2%
	日本クレジットカウンセリング協会	0%	1%	0%	0%	0%
	社会福祉協議会	4%	2%	2%	3%	1%
	区市町村	10%	13%	10%	15%	11%
	ハローワーク	0%	1%	0%	0%	1%
	生活サポート基金	12%	11%	10%	7%	16%
	フードバンク	-	-	-	28%	28%
	その他	13%	21%	24%	15%	23%

他機関への紹介件数は増加傾向にある。「弁護士会」への紹介が最も多い5割、次いで、28年度までは「その他」に含めていた、「フードバンク」を紹介するケースが28%と多くなっている。

①関係機関との連携

(1)関係機関の紹介・連携支援

- 相談者の状況に応じて弁護士会や司法書士会・法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・区市町村(自立相談支援機関や税務課)などの関係機関を紹介の上、連携して支援を実施。
- 債務問題に加え精神的問題を抱える方については、必要に応じ保健所や都の精神保健福祉センター等に協力を依頼し、適切な支援に繋がるよう連携。

(2)関係機関への出張相談・同行支援

- 交通費が無い等、窓口来訪が困難な相談者に対し、区市町村役所等を利用した出張相談を実施。
- 相談者の状況に応じて、弁護士会や区市の相談窓口へ同行し支援を実施。

(3)関係機関職員に対する研修

- 区市町村や社会福祉協議会などの担当職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施。

新任職員向け 1回(第2回を2月に開催予定)

経験者向け 1回(第2回を2月に開催予定)

※詳細は、「情報連絡部会報告」のとおり

(4)生活困窮者自立支援窓口と連携した支援を実施

【連携事例】 相談者(40代女性(非正規雇用))

- ・妹およびその子3人と同居していたが、家賃の延滞でこれまで5回転居しており、うち2回は強制執行。
- ・直近の強制退去の後、ファーストフード店、温泉施設、ネットカフェ、知人宅等を転々としていたところ、長時間いたファーストフード店から路上生活者等の支援団体に繋がり、そこから自立相談支援機関へ繋がった。
- ・妹とその子2人は母子生活支援施設に入居し生活保護を受給、高校3年生の子は寮付きの会社への就職が決まり入寮。
- ・相談者は、東京都のチャレンジネットの一時住宅への入居に向けて調整済みであったが、多重債務を抱え家計相談が必要であり、また手持金がわずかな状態であったため、再生窓口が自立相談支援機関へ出張相談。
- ・再生窓口のアドバイスにより、弁護士への債務整理の相談が必要であることから弁護士会の相談に同行し委任した。
- ・一時住宅入居中に転居費用を積み立てるために継続的な家計相談が必要なことから、初回相談以後も、自立相談支援機関のケース会議に継続して同席。
- ・各関係機関が連携しながら対応したことにより、転居費用を積み立てた上、アパートへ転居し、生活の立て直しを図ることができた。

②事業の周知・広報

- 広報東京都(3月号)に窓口案内を掲載予定
- ホームページによる周知 ※検索「生活再生相談窓口」(<http://tokyo-saisei.jp/>)
- 東京都福祉保健局Twitterによる周知
- 「多重債務110番」(東京都消費生活総合センター)への参加
平成30年9月3・4日、平成31年3月(予定)
生活再生相談窓口相談員を会場に派遣し、電話相談、来所相談に対応。
- 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」(東京都産業労働局)での事業紹介
平成30年6月13日、11月21・22日
会場でリーフレットを配布し、来場者からの問い合わせに都職員が対応
- 自殺対策との連携
 - ・「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」への参加
リーフレット及び福祉保健局ホームページの参加機関一覧に相談窓口を掲載
 - ・「ゲートキーパー手帳」に相談窓口を掲載

③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上

(1) 事例検討会への精神保健福祉センター職員の参画

生活再生相談窓口に寄せられる相談のうち、困難事例を共有し今後の対応を協議する事例検討会において、依存症など精神疾患が疑われる方への的確な対応を図るため、精神保健福祉センター職員の参加を依頼し、専門的な助言を得ている。

- 日 程：平成30年6月20日、12月3日 (年2回開催)
- 参加者：相談担当弁護士、生活サポート基金相談員、精神保健福祉センター職員、東京都職員

(2) 相談員に対する精神保健研修の実施(予定)

借金問題に加えてこころの問題を抱えている方へ、必要に応じて適切な相談窓口に繋ぐため、相談窓口職員の対応力向上を目的とした研修を実施。

- 日時：平成31年3月実施予定
- 参加者 生活サポート基金相談員、生活困窮者自立支援窓口職員